

○金融庁告示第 号

店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定め、令和 年 月 日から適用する。

令和 年 月 日

金融庁長官 氷見野良三

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 金融商品取引業者等 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第三十条に規定する金融商品取引業者等をいう。
- 二 金融商品取引清算機関等 法第一百五十六条の六十三第一項に規定する金融商品取引清算機関等をいう。
- 三 取引情報蓄積機関 法第一百五十六条の六十三第一項に規定する取引情報蓄積機関をいう。
- 四 指定外国取引情報蓄積機関 法第一百五十六条の六十三第一項に規定する指定外国取引情報蓄積機関を

いう。

五 清算集中等取引情報 法第五十六条の六十三第三項に規定する清算集中等取引情報をいう。

六 非清算集中等取引情報 法第五十六条の六十四第一項に規定する非清算集中等取引情報をいう。

七 取引情報収集契約 法第五十六条の七十四第一項第一号に規定する取引情報収集契約をいう。

（清算集中等取引情報を提供することができないその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの

）

第二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（次条において「府令」という。）第三条の二第

四号に規定するその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものは、次に掲げる場合とする。

一 金融商品取引清算機関等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収

集契約を締結することを予定している場合であつて、当該契約を締結していないとき。

二 金融商品取引清算機関等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収

集契約を締結している場合において、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、清

算集中等取引情報を提供するための体制を整備していないとき。

(非清算集中等取引情報を提供することができないその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるもの)
の)

第三条 府令第七条の二第四号に規定するその他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものは、次に掲げる場合とする。

一 金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結することを予定している場合であつて、当該契約を締結していないとき。

二 金融商品取引業者等が、取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関との間で、取引情報収集契約を締結している場合において、当該取引情報蓄積機関又は指定外国取引情報蓄積機関に対し、非清算集中等取引情報を提供するための体制を整備していないとき。